
プロジェクト 法人税等会計基準等の改正について
項目 第 80 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 80 回税効果会計専門委員会（2022 年 6 月 27 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

II. 税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）

（税金費用の計上区分についての原則）

対象となる取引の範囲についてのコメント

2. 事務局の提案に賛成する。
3. コメント募集文書では複数の例示が記載されている一方で、公開草案の結論の背景では 1 つの例示のみが記載されているが、差を設けた理由を確認させて頂きたい。

（複数の区分に関連することにより、株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難な場合の取扱い）

対象範囲についてのコメント

4. 公開草案の記載では、退職給付に関する取引について、一律に「困難」な場合に該当するというような記載になっているが、単純な状況では困難であるとは言えない場合もあるのではないか。
5. 結論の背景において、例外的な取扱いを採用するか否かは、会計方針の選択に該当するとされているが、「株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難である場合」には、原則的な取扱いによることも困難であると考えられ、例外的な取扱いを適用せざるを得ないのであれば、会計方針を選択する余地がなく、会計方針とは言えないのではないか。

（その他の包括利益の開示）

税金費用の定義についてのコメント

6. 「主要な用語」ではないとされているが、主要か否かはどのように判断されている

か。また、「税金費用」という用語については、改めて考えた時にどのような意味かが分かりづらいと思われ、寄せられたコメントも踏まえて修正を検討することも考えられるのではないかと。

(その他)

税効果適用指針の関連する定めについてのコメント

7. 税効果適用指針のみならず、回収可能性適用指針第 10 項でも同様の状況があると考えられ、他に同様のものがないかを改めて確認した上で、あわせて修正する必要があるのではないかと。

III. グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

(連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱い及び子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の一時差異の取扱い)

グループ通算制度を適用している場合の取扱いについてのコメント

8. 税効果適用指針第 23 項において繰延税金負債を計上する対象は「子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来加算一時差異のうち、第 24 項に定めた解消事由以外により解消されるもの」に限定されている。このため、通算グループ内で通算子法人株式を他の通算法人に譲渡する場合における、通算子会社に対する投資の連結貸借対照表上の価額と税務上の簿価純資産価額との差額はこれに該当しないことから、税効果適用指針第 23 項において繰延税金負債を計上することにはならず、グループ通算制度を適用している場合に通算子法人株式を他の通算法人に譲渡し、譲渡損益を計上しない場合の取扱いについて、追加する必要はないという理解でよいか。

グループ内の子会社株式の売却に係る数値例についてのコメント

9. 財務諸表作成者などの理解に資すると考えられるため、グループ通算制度を適用している場合の通算グループ内の通算子会社株式の売却の取扱いに関するコメント及び再売却がグループ内で行われる場合の取扱いに関するコメントへの対応のための数値例を、本公開草案を最終化する際の、公表にあたってなどに添付することを検討していただきたい。

以 上